

随意契約理由書

神戸市

件名	鈴蘭台処理場・ポートアイランド処理場 中央監視設備保守点検
契約の相手方	菱井商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>鈴蘭台処理場・ポートアイランド処理場の各中央監視設備は、全設備を常時監視制御して、故障等発生時は直ちに警報を発するなど、一時も停止できない施設の中核設備である。</p> <p>そのため、整備計画に基づいて1年ごとの定期点検を行い、不具合や劣化状況を把握し対応することで機能維持を図る必要がある。</p> <p>また、保守点検の際にも監視制御不能時間をできるだけ短くし、かつ処理場の各機器が運転を続けられることが要求される。</p> <p>当該設備は三菱電機株式会社が独自に構築したシステムである。保守点検や修理作業及び緊急時の障害対応には製造業者にしか知り得ない専門的な知識やノウハウが必要で、設備や現場の状況を熟知した製造業者の技術員にしか履行できない。年次計画による取替部品についても製造業者にしか調達できない。</p> <p>しかし、当該設備の製造業者である三菱電機株式会社はメンテナンス業務を行っておらず、菱井商事株式会社が三菱電機株式会社から兵庫県南部において唯一保守点検・メンテナンス業務を移管されている。</p> <p>以上の理由により、菱井商事株式会社との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 水環境第2係 (電話番号 078-302-0425)